平成２４年（フ）第４６０号
京都市北区大宮北林町14番地　リュミエール102号、開始決定時の住所千葉市緑区あすみが丘５丁目14番地14
破産者　森山　　勝
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８１０号
東京都江戸川区西小岩１丁目19番32号　尾崎ビル301
破産者　飯塚　昌弘
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８５９号
千葉県四街道市鹿放ケ丘432番地５
破産者　株式会社エス，ケー
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８６０号
千葉市稲毛区宮野木町1660番地の26
破産者　小林　彰一
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８９８号
千葉県船橋市本町３丁目24番８号アーバン前丁102号
破産者　米山　修司
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２７号
千葉県香取市八日市場47番地１　伊藤アパートＡ棟
破産者　林　玄太郎
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第５６号
福井市殿下町第40号119番地
破産者　丸恵建設株式会社
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
福井市三郎丸２丁目2902番地
破産者　亡平野強志相続財産
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６４号
愛知県あま市本郷花ノ木56番地
破産者　山本　清子
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３７０号
名古屋市緑区乗鞍１丁目1201番地
破産者　有限会社ウエダ
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４６３号
愛知県あま市西今宿梶村三62番地の５
破産者　有限会社ダイコウ
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１３号
熊本市西区城山上代町147番地１
破産者　有限会社明石商店
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５３号
北海道旭川市豊岡二条６丁目３番29号
破産者　株式会社のぞみフーズ
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第３８号
北海道釧路市栄町２丁目６番地
破産者　釧路パシフイックホテル株式会社
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２７１号
神奈川県中郡大磯町大磯1713番地90ロイヤルテラス大磯
破産者　有限会社アトムプロダクション
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６８号
愛知県豊橋市羽根井西町５番地の18
破産者　株式会社ドゥ・アップ
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第７０号
三重県志摩市阿児町神明2123番地５
破産者　竹内　芳樹
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
滋賀県湖南市近江台１丁目８番25号
破産者　有限会社松本光司建築設計事務所
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８９７号
京都府亀岡市曽我部町犬飼弓田29番地の１
破産者　幸福食品株式会社
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９２８号
京都市下京区東洞院通七条上る飴屋町252番地井上ビル４Ｆ
破産者　株式会社ＥＡＳＩＺＥ
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
高知県吾川郡仁淀川町土居甲1078番地２
破産者　有限会社土佐自然工場
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第１３号
高知県高岡郡四万十町仁井田553番地１
破産者　有限会社窪川台地園芸
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所須崎支部